

第84回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年5月24日(金) 午後1時30分から午後2時20分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第2会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	出席		
3	森 下 光 春	出席	○	
4	大 西 正 紀	出席	○	
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	出席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	欠席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 靡 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法施行規則第29条第1号の確認について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第1号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第3号	合意による解約等の通知について
報告第4号	県許可案件の許可状況について

(令和6年5月24日 午後1時30分)

議 長 定刻となりましたので、只今から、第84回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

なお、吉田勝博委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を森下光春委員と大西正紀委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（P1～P2）を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が4件提出されております。

まず、農地確認です。

北平野二丁目の田[]につきまして、「[]5条受理を受けたが、計画が変更となり、引き続き20年以上にわたり農地として利用している」との申請です。現況は「畑」となっております。

担当委員から「適当である」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

次に、非農地確認です。

1番です。

仁豊野の田[]につきまして、「平成12年以前より、宅地として利用している」との申請です。

2番です。

西庄の田[]につきまして、「平成9年頃より竹、雑木が生い茂り原野になっている」との申請です。

3番です。

別所町佐土の田[]につきまして、「平成13年以前より、プレハブ敷地の一部として利用している」との申請です。

4番です。

船津町の田[]につきまして、「平成10年以前から住宅附属車庫の敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。中南部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P5）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。16番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。また、このことに伴い、17番の許可後の耕作面積は、[]となります。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、19件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

いずれも所有権の移転となっており、1番と8番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人は、2番が特定非営利活動法人であるほかはいずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から7番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1番です。

保城の畑[]につきまして、保城の[]が、[]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「サツマイモ、白菜、玉葱、大根」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、「[]

とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「受人の自宅に隣接する農地であり面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

2番です。

網干区和久の田 [] につきまして、神戸市の特定非営利活動法人 [] が、 [] から「贈与を受け、子どもの健全育成と福祉の増進を図る活動の場として利用したい」との所有権移転の申請です。農地法では、農地所有適格法人以外の法人での3条による所有権移転は原則許可されませんが、農地法施行令第2条第1項第1号ハにより「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、その目的に係る業務の運営に必要な施設に利用する場合」は、不許可の例外となっております。実際に営農を行うのは、申請地の西300mに位置する [] で、作付作物は、「野菜全般」となっており、営農計画書が添付されております。農業を始めることとなった動機としては、「子供たちにとって農作物の安全性や大切さを自分たちの手で実現出来ればと願い、農地を譲り受けることになった」とのことです。

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

3番です。

書写の田 [] につきまして、書写の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「イチジク、ネギ、じゃがいも」となっております。農業を始めることとなった動機としては、 []

とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「農業経験があり自宅近くで面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4番です。

船津町の田 [] につきまして、保城の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「いちご、さつまいも、枝豆、大根」となっております。農業を始めることとなった動機としては、 []

とのことです。

なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

5番です。

香寺町中村の田 [] につきまして、香寺町中村の [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、申請人は所有農地をすべてアグリ香寺に貸しているため、農家台帳上の耕作面積は [] になる予定です。申請地は北に接する水田の畦の部分であるとの申請です。農地法上の取扱としましては、現況が畦でその形状を変えることなく所有権移転をする場合は、3条の許可手続きとなります。経緯については、 []

とのことです。

なおこの案件、現在台帳上の耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「水田の畦部分であるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

6番です。

豊富町御蔭の田 [] につきまして、豊富町豊富の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としては、 []

とのことです。

なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

7番です。

飾東町豊国の畑 [] につきまして、飾東町豊国の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「農業経験が十分あるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

8番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

8番です。

下手野二丁目の田 [] につきまして、広畑区才の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

9番です。

勝原区下太田の田 [] につきまして、勝原区下太田の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番11番です。

尼崎市の [] が、書写の田 [] につきまして、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「季節野菜」となっております。なお、譲受人の住所は尼崎市ですが、実法寺を拠点として営農するとのことで、営農計画書が添付されております。

12番です。

安富町三森の畑 [] につきまして、安富町三森の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

13番です。

夢前町宮置の畑 [] につきまして、夢前町宮置の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

14番です。

飾東町豊国の田 [] につきまして、飾東町豊国の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「サツマイモ、カボチャ」となっております。

15番です。

飾東町北山の田 [] につきまして、飾東町北山の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17番です。

飾東町八重畑の田 [] につきまして、飾東町庄の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「ネギ」となっております。

18番です。

豊富町豊富の田[]につきまして、豊富町豊富の[]が、[]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は[]になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

19番です。

豊富町豊富の田[]につきまして、豊富町豊富の[]が、[]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は[]になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

20番です。

別所町佐土及び別所町佐土新の田[]につきまして、別所町佐土新の[]が、同居の母である[]から「生前贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、同一世帯間での所有権移転のため、耕作面積に変更はありません。作付作物は「露地野菜」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

委 員

10番11番の案件ですが、新規農家ではありませんが営農計画書があるのは、なぜでしょうか。

事 務 局

この案件につきましては、譲受人の住所が尼崎市であり、通作距離としては農地の効率的な利用が認められるか疑念があったため、されようとしている営農の内容について詳細な計画の提示を求め、さらにその計画を地元農区長に確認いただき、耕作上問題がないか確認してもらいました。この件については営農の拠点が実法寺にあること、地区協議会でも地元においてこれまでの営農についても特に問題がないことが確認されております。

議 長

ほかに、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、地区協議会の意見では、1番3番5番7番の新規農家については、必要なし、2番4番6番については必要、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、それでは、2番4番6番の3件について聞き取り調査をする、ということで、よろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、決定とします。
それでは続きまして、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号（P6）を説明する。
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当することの確認願として1件提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

都市計画区域外の安富町三森の畑[]につきまして、「進入路として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農地への進入路」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ない様ですので、それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認と致します。
それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号（P6～P7）を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。3番の案件と4番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、5件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

書写の田[]につきまして、[]が、「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在する「第3種農地」に該当すると考えております。[]

_____ となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。「事業内容」につきましては、_____ となっております。

2 番です。

飾東町山崎の畑 _____ につきまして、_____ が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10ha 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、隣接山林と一体利用し、_____ の小規模太陽光発電設備を設置する計画となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観法届出済となっております。

5 番です。

飾東町清住の田 _____ につきまして、_____ が、「譲り受けて、社会福祉施設を建て、物置、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10ha 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、_____ となっております。

なおこの案件、転用面積が 1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

6 番です。

香寺町中村の畑 _____ につきまして、_____ が、「譲り受けて、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10ha 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。_____ となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

5 番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

委員

議長

はい、報告、ありがとうございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号（P10～P14）を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

説明に入ります前に資料の一部修正をお願いいたします。

11番から24番の案件でございますが、「利用権の内容」が「畑」となっていますが、これを「水田」に修正をお願いいたします。

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定についての意見を求められているものでございます。中間管理機構である「（公社）ひょうご農林機構」が借り受ける農地について受け手を選定し、市が作成した農用地利用集積計画案につきまして、農業委員会の意見を求められているものでございます。農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご協議をいただいているものでございます。この度の権利設定は、総計として、新規の設定が「51件、70筆、96,277㎡」の計画となっており、市が6月1日付で公告を行います。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととされております。4番から10番が[]の案件、41番が[]の案件、42番から46番が[]の案件となっておりますので、まず、それ以外の案件についてご審議をお願いいたします。別紙参考資料をご覧ください。

1番から3番、11番から40番、47番から51番について、新規の使用貸借権の設定が「38件、50筆、72,431㎡」の計画となっております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点はでっておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

議 長

〔[]の案件〕

それでは、[]、ご退室をお願いします。

〔[] 退室〕

事 務 局

それでは、4番から10番についてご説明いたします。

新規の使用貸借権の設定が「7件、9筆、12,807㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでっておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【 入室】

議 長 の案件は承認となりましたので報告します。

【 の案件】

議 長 それでは、 、ご退室をお願いします。

【 退室】

事 務 局 それでは、41番についてご説明いたします。
新規の使用貸借権の設定が「1件、1筆、588㎡」の計画となっております。
北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【 入室】

議 長 の案件は承認となりましたので報告します。

【 の案件】

議 長 それでは、 、ご退室をお願いします。

【 退室】

事 務 局 それでは、42番から46番についてご説明いたします。
新規の使用貸借権の設定が「5件、10筆、10,451㎡」の計画となっております。
北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【 入室】

議 長

の案件は承認となりましたので報告します。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号（P11～P12）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、4月5日から5月9日の間に受け付けたもの、7件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないので、確認いたします。

次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号（P13～P18）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、4月5日から5月9日の間に受け付けたもの23件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないので、確認いたします。

次に報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第3号（P18～P19）を説明する。

〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が2件ございました。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですね。

次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第4号（P20～P21）を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、4月において12件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長

報告、有り難うございます。確認をお願いします。

次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

追加報告を説明する。

〔令和7年度農林関係税制改正に関する要望について〕

お手元にお配りしている追加資料をご覧ください。

先日、各地区協議会の資料と一緒に送らせていただいていた令和7年度税制改正に向けた要望につきまして、1件の要望書提出がありましたので、ご説明させていただきます。

内容は「軽油引取税の課税免除の特例措置」制度について、見直しのサイクルを「3年ごと」から「5年ごと」に変更してほしいというものでした。本当のところは「永続的なものにしてもらえれば」という思いを抱えながら、制度の見直しも必要であると考えられるので、せめて見直しの間隔を3年から5年に延ばして欲しいという意向と理解しましたので、それを事務局にて要望書にしたものが資料です。

各委員から修正点等の指摘がなければこのまま、何かご指摘等がありましたら修正の上、兵庫県農業会議へ要望書として提出しようと考えております。ついては、内容をご確認いただき、ご指摘などありましたらよろしくお願い致します。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

以上で、本日の議題は、すべて終了しました。

全体を通して、何かございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

（午後2時20分 終了）

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

森 下 光 春

(署名委員)

大 西 正 紀
